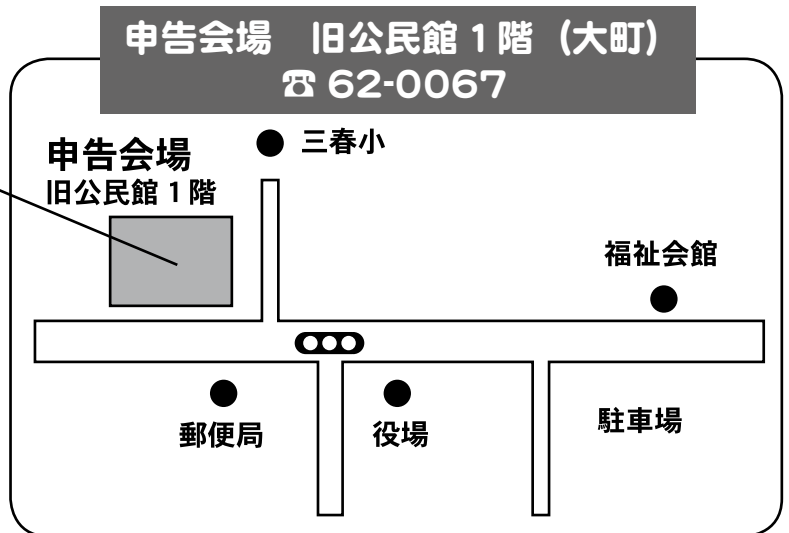


受付場所



受付日程

◆ 受付期間 2月15日(月)～3月15日(月)

◆ 受付時間 午前9時～午後3時

◆ 日曜実施日 2月21・28日、3月7・14日

◎ 指定日に申告できない方は、全地区と書いてある日にお越しください。

◎ 日曜日に申告受付を行う日を設けていますので、ご利用ください。対象地区は、下記日程表で確認してください。

▼ 申告受付日程表

月日	曜日	受付対象地区	月日	曜日	受付対象地区
2月15日	月	青石・実沢1～4区	3月1日	月	貝山、春沢、大町
16日	火	実沢5区、富沢6～10組	2日	火	中町、八幡町、荒町
17日	水	南成田、北成田、庄司	3日	水	北町、新町、元町、栄町
18日	木	平沢2区、御祭、七草木	4日	木	平沢1区、八島台1・2・3区
19日	金	山田、上舞木	5日	金	全地区
20日	土	(お休み)	6日	土	(お休み)
21日	日	全地区	7日	日	全地区
22日	月	下舞木	8日	月	全地区
23日	火	鷹巣、沼沢	9日	火	全地区
24日	水	斎藤、西方	10日	水	全地区
25日	木	滝、根本、樋渡、狐田、過足、蛇石	11日	木	全地区
26日	金	柴原、芹ヶ沢、込木、熊耳	12日	金	全地区
27日	土	(お休み)	13日	土	(お休み)
28日	日	全地区	14日	日	全地区
			15日	月	全地区

★ ご注意ください！

◆ 申告は正しく

確定申告をしなければならぬ人が申告をしなかった場合は、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課され、さらに延滞税も納めなければなりません。また、不正な行為があった場合は、より重い重加算税が課されます。

◆ 申告をしないと

町営住宅の入居や保育所の入所、奨学資金の申請、事業資金の借入れなどの際に必要な所得証明書の交付を受けられません。また、所得の判定による福祉関係の軽減措置などが受けられないなど、大変不利になりますので注意しましょう。

◆ 申告はお早めに

◇ 期間の後半は混雑が予想されますので、早めに申告を済ませましょう。

◇ 例年、日曜日の実施日は大変混み合います。できるだけ平日にお越しください。(平日の午後は、比較的すいています。)

問い合わせ先 税務課 課税グループ ☎ 62-8127